

申告受け付け日程

とき		受付会場		
2月	17(月)	9時～16時	総合市民会館 ※2月21日(金)は税の無料相談日です。 中国税理士会から派遣された税理士に、 無料で相談できます。 ※2月22日(土)、24日(振・月)は申告の受け付け を行います。 ※2月23日(祝・日)は受け付けを行いません。 ※ご注意ください 総合市民会館の開場は、8時30分です。 事前には入場できません。 ご了承ください。	
	18(火)			
	19(水)			
	20(木)			
	21(金)			
	22(土)			
	23(祝・日)			※受け付けなし
	24(振・月)			9時～12時
3月	25(火)	10時15分～12時	阿多田島漁協 ※阿多田地区の方のみ対象です。	
	26(水)	9時～16時	コミュニティサロン玖波	
	27(木)	9時～12時		
	28(金)	10時30分～15時	農林振興センター	
	2(月)	9時～16時	市役所(1階) ※今年会場が違いますのでご注意ください。	
	3(火)			
	4(水)			
	5(木)			
	6(金)			
	9(月)			
10(火)				
11(水)				
12(木)	9時～12時			
13(金)				
16(月)	9時～12時			

**お住まいの近くでも受け付けできます。**  
**市内の各会場で申告OK!**

今年の申告受け付けの日程は、表のとおりです。確認の上お越しください。  
また、申告書は、自分でパソコンやスマートフォンで作成、または直接記入し郵送することもできます。

※申告書類は、申告会場と市民税務課、各支所にあります。なお、申告書の種類によっては支所がないものもありますので、事前に市民税務課に確認してください。

税が支えるふるさとの未来  
**2月17日(月)▶3月16日(月)**  
**確定申告・市県民税申告が始まります**

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128



確定申告・市県民税申告の時期になりました。  
令和2年1月1日現在で市内にお住まいの方を対象に、申告を受け付けます。ただし、申告の内容によっては、市の会場で受け付けできない場合があります。  
(例) 住宅借入金等特別控除の初めての申告や分離課税所得の申告、青色申告 など  
※申告会場は混雑し、待ち時間が長くなる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

**申告に必要なもの**  
○確定申告のお知らせが届いた方は、そのほか  
○公的年金などの源泉徴収票  
○給与の源泉徴収票  
○生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受け取った方は、令和元(平成31)年中に支払われた額の支払明細書(経費などの記載があるもの) など

**確定申告書等作成コーナー**では  
国税庁HP画面の案内に従って金額などを入力すれば  
税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の  
申告書や青色申告決算書などを作成できます。

**作成した申告書は**  
書面  
e-Taxで送信  
または  
書面で提出

※事前準備が必要です。  
マイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。  
ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示などは不要です。

詳しくは **国税庁** で **検索**

**廿日市税務署からののお知らせ**  
問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829-32-1217

前年、次のとおり確定申告書を作成・提出した方は、確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがき(または通知書)を送付しています。

- ①自宅などから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で確定申告書を作成・提出した方
- ②ID・パスワード方式を利用して申告書を作成・提出した方
- ③税務署の申告会場のパソコンで申告書を作成・提出した方
- ④市区町村の申告会場で申告書を作成・提出した方
- ⑤青色申告会、商工会議所、税理士などの指導機関を通じて申告書を作成・提出した方

**パソコンでもスマホでも確定申告書が送信可能へ**

**ID・パスワード方式!**  
用意するものは、次の2つ!  
(ID・パスワード方式に対応した)  
① ID (利用者識別番号)  
② パスワード (暗証番号)

一度発行すれば翌年以降の手続きは不要です。  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。  
※マイナンバーカードを利用するマイナンバーカード方式による申告もできます。  
※ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

**スマホ×確定申告 スマート申告が始まります**

**税の無料相談**

税理士記念日行事として、中国税理士会が、無料の相談会を行います。

とき 2月21日(金)  
9時～16時  
ところ 総合市民会館



○医療費控除などを申告する場合は、「医療費控除の明細書」または、「セルフメディケーション税制の明細書」など  
○事業所得や不動産所得などがある場合は、収支内訳書(用紙は会場にあります。収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備しておいてください)  
○生命保険料や地震保険料の控除証明書  
○健康保険料などの社会保険料の納付

確定書や領収書  
※大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載されています)の納付確認書は1月下旬に発送しています。  
非課税年金から天引きされている保険料を控除対象として申告する方は、市民税務課に問い合わせください。  
○国民年金保険料などの控除証明書や領収書  
○配偶者などを控除対象とする場合は、その方の収入金額が分かるもの  
○申告者のマイナンバー(12桁)が記載されているものと身元確認ができるもの  
(例1) マイナンバーカード  
(例2) マイナンバー通知カードなどの番号確認ができるものと、運転免許証などの身元確認が可能なものなど  
※確認書類は必要ありませんが、控除対象とする扶養親族のマイナンバーも申告書へ記入していただく必要があります。  
○控除対象になる寄付金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類  
○申告者名義の口座番号などが分かるもの(所得税および復興特別所得税が還付になる場合に必要)  
○印鑑